

岩倉市市民参加条例検討委員会議事録

会議名称	第 13 回岩倉市市民参加条例検討委員会	
開会及び閉会日時	平成 27 年 6 月 12 日（金） 午後 2 時から午後 4 時 55 分	
開催場所	岩倉市役所 大会議室	
委員長氏名	小林 慶太郎	
出席委員 所属等、氏名	四日市大学教授 平成 26 年度岩倉市区長会 ローカル・ワイド・ウェブいわくら 市民公募 市民公募 総務部行政課長 市民部市民窓口課長 総務部協働推進課主査	小林 慶太郎 中島 徳男 安江 弘雄 永野 宗久 沖田 明美 中村 定秋 近藤 玲子 兼松 英知
欠席委員 所属等、氏名	いわくら・ユニバーサルデザイン研究会 市民公募	大野 代志子 加藤 政雄
事務局 職氏名	総務部長 協働推進課長 協働推進課主幹 協働推進課主事 協働推進課主事	奥村 邦夫 小松 浩 竹井 鉄次 須藤 隆 宇佐美 祐二
会議次第	1 あいさつ 2 議事録の承認 3 条例案の説明 4 議事 (1) 条文の確認について 5 その他	
配付資料	1 次第 2 資料 1：第 12 回検討委員会議事録 3 資料 2：第 12 回検討委員会の協議内容に係る条文（案） 4 資料 3：（仮称）岩倉市市民参加条例条文案対照表 5 資料 4：ワークシート論点と議事録の対照表	

議事録

次第 2 ～ 5 について

2 議事録の承認

[事務局が作成した第 12 回検討委員会の議事録について承認]

3 条例案の説明

[事務局より資料 2 に基づき条文（案）について報告]

4 議事

(1) 条文の確認について

[事務局が作成した条文案をもとに、委員により検討]

※削除・・・二重取り消し線 追加・・・下線

委員長 前回までの会議で、すべての条文についての検討を終えることができた。今回からは、事務局が作成した条文案に基づき、順に合意形成を図っていききたい。意見があれば、その都度発言をお願いしたい。

第 1 条

委員 条文の最後の部分で、「を」が連続するのを防ぐため、「まちづくりの推進を目的とします」としたい。

委員長 では、下記の通りの条文としてよいか。

全委員 異議なし。

(目的)

第 1 条 この条例は、岩倉市自治基本条例（平成 24 年岩倉市条例第 31 号。以下「自治基本条例」といいます。）第 10 条第 4 項及び第 12 条第 2 項の規定に基づき、市民参加及び協働並びに住民投票に関し基本的な事項を定めることにより、市民の意見を広く市政に反映させること及び協働によるまちづくりを推進することを目的とします。

第 2 条

委員 自治基本条例で定義している用語の内、「市民」だけを引用する記述となっている。すべてを引用する旨を記載すべきである。

委員 自治基本条例と市民参加条例は、法令上は同じ「条例」という点で対等である。一方からすべて引用することは不自然である。

委員 各用語の説明文に主語がない。「執行機関が」などの書き出しとするべきではない

か。

委員 用語の定義であるため主語は必要ない。各条文内に主語があるため問題ない。

委員 条文を初めて見る人にとって分かりやすいように表現するべきである。

委員長 第8条などでは、条文内に主語が明確に表記されており、定義に主語がなくても意味が分かるようになっている。

委員 (5) 意見交換会について、広く市民の意見を聞く必要は常にあるため、「必要がある場合」ではなく「ために」としたい。(7) 市民討議会についても、書き出し部分の「幅広い」を削除したい。

委員 (7) 市民討議会において、報酬を支払うことが市民委員の責任につながるため、報酬を支払う旨を記載するべきである。

委員 用語の意味を定義する上で、報酬の有無は重要ではない。

委員 市民委員が報酬を受け取らない場合も想定されるため規定しないほうがよい。

委員 重要なことは、潜在的な市民の意見を拾うことと、無作為抽出により市民委員を選出することであり、報酬について規定することは重要ではない。

委員 全体的に、余分な修飾部分を削って簡潔な表現に統一するべきではないか。

委員 簡潔にし過ぎると定義間の差異がなくなり、マッチング時の選択肢が狭まってしまう。

委員長 条文を根本から見直すことはなるべく避けたい。この会議の中で合意できたものについては修正し、そうでないものについては、これまでの議論の成果を尊重し、修正しないこととしたい。

委員 (6) 公聴会について、「賛成の意見と反対の意見が存在する場合」という表現は不要ではないか。和気藹々とした市民参加を促す上で、対立を煽るような表現は避けたい。

委員 公聴会は、意見が対立した場合に開催するものなので条文案のままでよい。

委員 他の手続との差別化を図るためにも、条文案のままでよい。後に住民投票に繋がるものでもあり、賛否両論となった場合に開催すると定義したほうがよい。

委員 用語の定義は、手続を選択する際の基準にもなるので、明確に表現したほうがよい。

委員 そのほうが、市民にとって分かりやすい。

委員長 では、下記の通りの条文としてよいか。

全委員 異議なし。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 自治基本条例第3条第1号に規定する市民をいいます。

- (2) 投票資格者 住民投票における投票の資格を有する者をいいます。
- (3) 審議会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するものをいいます。
- (4) アンケート 広く市民の意識を把握するために、執行機関が調査項目を設定して、一定期間内に市民から回答を求める調査をいいます。
- (5) 意見交換会 広く市民の意見を直接聴く必要がある場合においてために、市民と執行機関又は市民同士が議論することを目的として開催する集まりをいいます。
- (6) 公聴会 市政に係る政策等の案に対して、賛成の意見と反対の意見が存在する場合において、市民の意見を聴くために開催する会議をいいます。
- (7) 市民討議会 ~~幅広い~~潜在的な市民の意見を施策に反映する必要がある場合において、執行機関が無作為抽出により市民を選出して開催する集まりをいいます。
- (8) パブリックコメント手続 計画の策定、条例の制定等に当たり、その案その他必要な事項をあらかじめ公表して広く市民の意見を募集し、それらの意見及び当該意見に対する執行機関の考え方を公表する一連の手続をいいます。
- (9) 政策提案制度 市民が具体的な政策を提案し、その提案に対し、執行機関が多面的かつ総合的に検討し、意思決定を行うとともに、その提案の概要、執行機関の考え方等を公表する一連の制度をいいます。
- (10) 市民委員登録制度 市民参加の裾野を広げ、新たな人材を発掘するために、審議会等の委員の候補者としてあらかじめ市民を登録する制度をいいます。

第3条

- 委員 「市民は市政及びまちづくりにおいては積極的に協働に努めるものとする。」と、追加で規定したい。市民活動団体や地域活動団体に関する記述もないため、せめて市民の役割の中で「協働」について触れておきたい。
- 委員 参加したくない市民への負担とならないために、条文案のような表現にしたはずである。
- 委員長 執行機関や職員、議会など他の主体については協働に関する記載があるので、市民だけ協働に関する記載がないのは不自然かもしれない。
- 委員 第3項に、協働に関する記載を追加してはどうか。
- 委員 第3項だけ記述が少ないので、「協働によるまちづくり」という表現を追加したい。
- 委員 市民の役割として、まちづくりに関心を持ち、積極的に参加することができ、その際には互いを理解し尊重するという一連の流れとして規定したものである。「協働のまちづくり」という表現は、第3項だけでなく、第3条全体に関わるものであるため、

あえて規定する必要はない。

委員 岩倉市市民協働ルールブックにも記述があるように、岩倉市が協働を推進してきた背景には、職員定数の削減や財政健全化を行う中で、行財政改革を進めていくために、一定の役割を市民等に任せていく必要性があった。しかし、協働に対する市民の理解が追い付いていないため、あえてこの条例では市民の役割から「協働」という用語を除いていると理解している。ただ、第 42 条でも協働について触れることになるので、一旦持ち越してはどうか。

委員長 代替案を提示するので、これで合意が得られなければ次回に持ち越すこととする。第 2 項を、「市民は、自治の担い手として、市政及びまちづくりへの積極的な参加や協働によるまちづくりを行うことができます。」とすることによってどうか。

委員 「できる」ではなく「努めること」としたい

委員 「自治の担い手として」を削除してほしい。

委員 「まちづくりに参加できる」としたい。

委員長 次回に持ち越すこととする。

(市民の役割)

第 3 条 市民は、市政及びまちづくりについて、関心を持ち理解するよう努めます。

2 市民は、自治の担い手として、市政及びまちづくりに積極的に参加することができます。

3 市民は、互いを理解し尊重するよう努めます。

※次回に持ち越しのため、事務局案のまま記載

第 4 条

委員 見出しを「責務」ではなく、市民と同様に「役割」としたい。

委員 条例の性質が執行機関や議会を縛るものであるため、「役割」では表現が弱い。

委員長 では、条文案のとおりとする。

(議会の責務)

第 4 条 議会は、岩倉市議会基本条例（平成 23 年岩倉市条例第 1 号）に基づき、市民参加及び協働に努めるものとします。

第 5 条

委員 第 2 項「市民が参加しやすい」を削除したい。

委員長 では、下記の通りの条文としてよいか。

全委員 異議なし。

(執行機関の責務)

第5条 執行機関は、市政及びまちづくりに関する情報を積極的に市民に提供するものとします。

2 執行機関は、~~市民が参加しやすい~~市民参加の機会を公平に提供するとともに、市民との協働を積極的に推進するものとします。

3 執行機関は、市民参加及び協働を推進するため、必要な施策を実施し、環境の整備を行うものとします。

第6条

※ 特に意見なし

(職員の責務)

第6条 職員は、市民参加及び協働を推進するため、この条例の趣旨を理解し、誠実に職務を遂行するものとします。

第7条

委員 「の」が重複するのを避けたい。「市民参加の手続」ではなく「市民参加手続」としたい。

委員 特に気にならないのでそのままでよい。

委員 例えば、第2項(5)市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものについては、市民参加ができないということか。

委員長 そうではなく、執行機関が、市民参加の対象としないことができるということである。執行機関が望むのであれば、市民参加の対象とすることもできる。

委員 自治基本条例第10条第1項で「政策等の立案・実施・評価のそれぞれの過程において多様な参加の機会を設ける」と規定しているが、この市民参加条例第7条には「実施」における市民参加の規定がない。特に問題があるわけではないが、このことを認識しておく必要はある。

委員長 政策の立案に関わることは、その実施に関わることと限りなく近いと言える。特段、実施に関する規定の必要が感じられなければ、このまま規定することとする。今後、何か不具合があれば、その際に考えることとする。

(市民参加の手続の対象)

第7条 執行機関は、次に掲げる事項（以下「対象事項」といいます。）を実施しようとするときは、市民参加の手続を行わなければなりません。

(1) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し及び評価

- (2) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- 2 執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民参加の手続の対象としないことができます。
- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により事務事業等の実施の基準が定められており、その基準に基づいて実施するため、市民参加の手続の結果を反映しがたいもの
- (4) 法令の規定により別に市民参加の手続と同様の手続について定められているもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) 執行機関の権限に属さないもの

第8条

委員 (3) 意見交換会等において、例えば意見交換会と公聴会を実施した場合に、複数の市民参加手続を実施したことになるのか。

委員 号単位で数えるため、第3号の中だけでは複数実施したことにはならない。

委員 市民討議会を繰り出して、一つの市民参加手続の方法としたい。

委員長 一つの方法としてしまうと、実施の実績を問われる対象となってしまう。おそらく市民討議会は頻繁に実施される手続ではないので実績も出にくい。実績のために実施するのは本末転倒となってしまうので、(3) 意見交換会等の中に組み込んだというのが、これまでの議論の経緯である。

委員 アンケートの対象として年齢や住所などの制限を設けないほうが効果が見込める。

委員長 では、条文案のとおりとする。

(市民参加の手続の方法)

第8条 執行機関は、前条第1項の規定による市民参加の手続を行うときは、より多くの市民の意見を反映するため、次に掲げる方法のうちから、複数の方法により行うよう努めなければなりません。

- (1) 審議会等の設置
- (2) アンケートの実施
- (3) 意見交換会等（意見交換会、公聴会及び市民討議会をいいます。）の開催
- (4) パブリックコメント手続

- 2 市民以外の者が当該事項について利害関係を有するものがあるときは、市民参加の手續に準じた方法で、それらの者の意見を聴くよう努めるものとします。

第9条

委員 第2項後段に「全部又は一部を公表しないことができます。」とあるが、できる限り非公開にはしたくないので表現を変えたい。「非公開に付する情報を除き公開する」としたい。

委員長 条文案が示している内容も同じことである。一部を公表しないということは、それ以外の部分を公表することになるし、会議そのものが非公開で行われたとしても、その内容は後にすべて公表されることも考えられる。より適切な表現があるかどうかを事務局で検討することとする。

(市民参加の手續の実施予定及び実施状況の公表)

第9条 執行機関は、年度当初に、その年度の市民参加の手續の実施予定を取りまとめ、これを公表するとともに、市民参加の手續を実施するときは、その都度、適切な時期にその実施内容について、公表するものとします。

- 2 執行機関は、次の各号に掲げる市民参加の手續を実施したときは、それぞれ各号に定める情報を、速やかに公表しなければなりません。ただし、会議等が非公開で行われた場合又はその情報に非公開情報（岩倉市情報公開条例（昭和63年岩倉市条例第18号）第6条第1項各号に定める情報をいいます。）が含まれているときは、その全部又は一部を公表しないことができます。**※再検討**

- (1) 審議会等の会議、意見交換会、公聴会及び市民討議会 会議録及びこれらの会議等で述べられた意見に対する執行機関の検討結果
- (2) アンケート 集計結果
- (3) パブリックコメント 対象事項の題名、対象事項の案の公表の日、提出された意見又はその概要（提出された意見がなかった場合にあっては、その旨）並びに提出された意見を検討した結果及びその理由
- (4) 政策提案手續 提案の内容、提案に対する検討の結果及びその理由

- 3 執行機関は、前年度の市民参加の手續の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとします。

第10条

委員 第1項の委員の選任において、市民委員登録制度により登録された市民も含める必要がある。「原則として公募により選任する市民及び市民委員登録制度により登録さ

れた市民を含めるもの」としたい。

委員 第2項の後段部分において、「より多くの市民」が重複しているので表現を変えたい。

委員 過去の議論では、一人の市民が複数の委員を兼任することを防ぐなど、市民参加の機会を広く確保することが目的であった。「より多くの市民に参加の機会が与えられるよう努めるものとします」としてはどうか。参加機会が増えれば、自ずと多様な意見が反映されることになる。

委員長 では、下記の通りの条文としてよいか。

全委員 異議なし。

(審議会等の委員)

第10条 執行機関は、審議会等の委員の選任に当たっては、法令の規定により委員の構成が定められている場合を除き、原則として公募により選任する市民及び市民委員登録制度により登録された市民を含めるものとします。

2 執行機関は、審議会等の委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、委員の在職年数及び他の審議会等の委員との兼職状況等に配慮し、より多くの市民に参加の機会が与えられ、より多くの市民の意見が反映されるよう努めるものとします

3 執行機関は、審議会等の委員を選任したときは、原則として委員の氏名、選任区分及び任期を公表するものとします。

第11条

委員 第12条や第13条と同様に義務規定とするべきである。

委員 いわゆる「審議会」には公表できない情報を含むものがある。法令に基づく審議会と、この条例における審議会との区別がしっかりとできれば義務規定にしてもよい。

委員長 「市民参加の手続として」という文言を追加すれば区別できるのではないか。一旦、このように規定することとし、不具合があれば検討することとする。

(審議会等の会議の公開)

第11条 審議会等の会議は、公開するものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができます。

(1) 法令等の規定により公開しないこととされている場合

(2) 非公開情報が含まれている場合

(3) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

2 執行機関は、市民参加の手続として審議会等の会議を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時、開催場所、傍聴の手続等を公表するよう努めるものとしますしなければなりません。

第 1 2 条

※ 特に意見なし

(アンケートの実施)

第 1 2 条 執行機関は、アンケートを実施するに当たっては、その目的を明らかにし、回答に必要な情報を併せて提供しなければなりません。

第 1 3 条

※ 特に意見なし

(意見交換会の開催)

第 1 3 条 執行機関は、意見交換会を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時、開催場所、議題等を公表しなければなりません。

第 1 4 条

※ 特に意見なし

(公聴会の開催)

第 1 4 条 執行機関は、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表しなければなりません。

- (1) 公聴会の開催の日時及び場所
- (2) 政策等の案及び案に関する資料
- (3) 公聴会に出席して意見を述べることができる者の範囲
- (4) 公聴会に出席して意見を述べることを希望する場合の意見の提出先、提出方法及び提出期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公聴会の開催に当たり必要と認める事項

2 執行機関は、意見の提出期間内に意見の提出がなかったときは、公聴会を中止し、その旨を速やかに公表するものとします。

3 公聴会は、市長が指名する者が公聴会の議長となり、公聴会の議長が公聴会を主宰します。

4 公聴会の議長は、公聴会を開催したときは、その都度、公聴会で述べられた意見等を記録し、市長に報告しなければなりません。

第 1 5 条

委員 第 2 項において、意見を聴くにあたり、「識見を有する者を出席させ、意見を述べさせる」という表現は、上から目線に感じられ不適切である。「意見を聴くことがで

きる」とするべきではないか。

委員 公聴会は、執行機関が意見を聴くために開催するものではない。賛否が分かれた場合にその両論を皆が聴くために、執行機関が開催するものである。そのため、「必要と認めるとき」に「意見を述べさせる」と表現した。

委員長 「意見を求めることができる」と表現すればよい。

委員 第3項中段の「市」を「執行機関」とするべきである。

委員長 では、下記の通りの条文としてよいか。

全委員 異議なし。

(公聴会の公述人)

第15条 市民は、対象事項に対する賛否及びその理由を記載した書面をあらかじめ提出することにより、公聴会で意見を述べることを申し出ることができます。

2 執行機関は、必要と認めるときは、対象事項に関し識見を有する者を~~に出席させ、意見を述べさせる~~求めることができます。

3 公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」といいます。）は、第1項の規定による申出をした者及び前項の識見を有する者の中から~~市執行機関~~が決定します。この場合において、その案件に対し賛成者及び反対者があるときは、一方の意見に偏らないように公述人を決定しなければなりません。

5 その他

委員長 今回の会議で検討を完了し、市長に条例案を提出する予定である。限られた時間内に十分な議論をする必要があるので、「考えをまとめてから発言すること」、「同じ内容の発言を繰り返さないこと」、「前に戻って議論を蒸し返さないこと」の3点を心掛けてほしい。

今後の日程 第14回 平成27年7月10日（金）大会議室 午後2時から4時30分まで
シンポジウム 平成27年8月23日（日）生涯学習センター研修室 午後1時から